第３部　貨物の取卸し方法及びタンクのストリッピング

3.1　この3.1には、附属書Ⅱの要件に適合することを確保するために従わなければならない貨物の取卸し及びタンクのストリッピングに関する作業方法を記載する。

3.2　貨物の取卸し

この3.2には、各タンクについて使用されるポンプ、貨物の取卸し及び吸引経路を含む従うべき方法を記載するが、代替の方法を記載することもできる。ポンプの操作方法及びすべての弁の操作の順序について記載する。基本的な要件は、最大限度まで貨物を取り卸すことである。

3.3　貨物タンクのストリッピング

この3.3には、各貨物タンクのストリッピングの間に従うべき方法を記載する。

この方法には、次の項目を含む。

.1　ストリッピング装置の操作

.2　横傾斜及びトリムの要件

.3　排出及びストリッピング用又はブローイング用の配管

.4　水による試験のストリッピング時間の長さ

3.4　貨物の温度

この3.4には、取卸しの間に一定の最低温度であることを必要とすることが特定された貨物の加熱要件に関する情報を記載する。

加熱装置の制御及び温度測定の方法に関する情報を記載する。

3.5　貨物タンクが求められる方法に従つて取り卸すことができないときに従うべき方法

この3.5には、3.3及び3.4に定める要件を次のような状況によつて満たすことができない場合に従うべき方法に関する情報を記載する。

.1　貨物タンクのストリッピング装置の故障

.2　貨物タンクの加熱装置の故障

3.6　貨物記録簿

貨物記録簿は、いかなる貨物の作業の完了時においても、適当な場所に記入する。

第４部　貨物タンクの洗浄、残留物の排出並びにバラストの積込み及び排出に関する方法

4.1　この4.1には、附属書Ⅱの要件に適合することを確保するために従わなければならない貨物タンクの洗浄並びにバラスト及びスロップの取扱いに関する方法を記載する。

4.2　次の規定は、とられるべき一連の措置を示し、及び有害液体物質が海洋環境を害するおそれをもたらすことなく排出されることを確保するために不可欠な情報を記載する。

4.3　削除

4.4　貨物の残留物の排出、タンクの洗浄、タンクへのバラストの積込み及びタンクからのバラストの排出に関する方法を確立するために必要な情報については、次に掲げるものに考慮を払う。

.1　物質の分類

物質の分類は、関連証書から得るべきである。

.2　タンクのポンプ装置のストリッピング効率性

この4.4.2は、船舶の設計及び船舶が新船であるか現存船であるかによつて決まる。（フローチャート及びポンプ／ストリッピング要件を参照のこと。）

.3　特別海域内及び特別海域外の船舶

この4.4.3には、タンク洗浄水を特別海域内（1.3に規定するもの）又は特別海域外で海洋に排出することができるか否かについての指針を記載する。船舶の設計及び運航によつて異なる要件を明確にするものとする。南極海域（南緯60度以南の海域）においては、有害液体物質又は当該物質を含有する混合物の海洋への排出は、認められない。

.4　凝固性物質又は高粘度物質

当該物質の特性は、積荷についての書類から得られるものとする。

.5　水との混合可能性

削除

.6　他の物質を含有するスロップとの両立可能性

この4.4.6には、貨物のスロップの認められる混合及び認められない混合に関する指針を記載する。両立可能性の手引を参照とするものとする。

.7　受入施設への排出

この4.4.7は、残留物を予備洗浄し、及び受入施設に排出することが求められる物質を特定する。

.8　海洋への排出

この4.4.8には、残留物と水との混合物を海洋に排出することが認められるか否かを特定するために考慮されるべき要素に関する情報を記載する。

.9　洗浄剤又は添加剤の使用

この4.4.9には、洗浄剤（例えば、タンク洗浄に使用される溶媒）及びタンク洗浄水に加える添加剤（例えば、洗剤）の使用及び処分に関する情報を記載する。

.10　タンク洗浄のための通風方法の使用

この4.4.10は、通風方法の使用に適したすべての物質についての参照を記載する。

4.5　前記の情報を評価しつつ、従うべき正確な作業方法は、第５部の指針及びフローチャートを用いて特定されるものとする。貨物記録簿には、採用した方法を示す適当な記載を行う。

第５部　情報及び方法

この第５部は、船舶の船齢及びポンプ効率性によつて決定する方法を記載する。この第５部に規定するフローチャートの例は、補遺Ａに示され、並びに新船及び現存船の双方に適用される包括的な要件を含まなければならない。特定船舶についての手引書には、当該船舶にのみ特別に適用される要件のみを記載する。融点及び動粘度に関する情報は、融点が摂氏０度以上又は摂氏20度における動粘度が１秒当たり50ミリパスカル以上である物質については、積荷に関する書類から得られるものとする。運送が認められた物質については、関連証書を参照する。

手引書は、次のものを記載する。

表１　削除

表２　貨物タンクに関する情報

補遺Ａ　フローチャート

補遺Ｂ　予備洗浄方法

補遺Ｃ　通風方法

補遺Ｄ　主管庁が要求し、又は認めるときは、追加の情報及び作業方法

前記の表及び補遺の概略は、次に示すものとする。

表２　貨物タンクに関する情報

タンク番号	容積（立方メートル）	ストリッピング量（リットル）